

平成28年度実施施策に係る政策評価書

別紙2  
(環境省28-36)

施策名	目標8-1 経済のグリーン化の推進				
施策の概要	市場において環境の価値が評価される仕組みづくりを通じて、暮らしや活動の中で自ずから環境保全の取組が続けられる社会を目指す。				
達成すべき目標	税制、補助等のあらゆる政策手法を通じ、環境に配慮した製品・サービス等や環境保全に貢献する事業活動及び環境ビジネスを促進する。				
施策の予算額・執行額等	区分	26年度	27年度	28年度	29年度
	予算の状況(百万円)				
	当初予算(a)	8,008	9,060	10,302	9,212
	補正予算(b)	-	-	-	-
	繰越し等(c)	-	-	-	-
合計(a+b+c)	8,008	9,060	10,302		
執行額(百万円)	7,925	8,168	9,597		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-				

測定指標	1.環境産業の市場規模(兆円)	基準値	実績値					目標値	達成
		18年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	年度	○
		約91	約94	約101	約103	約104	調査中	増加傾向の維持	
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	2.環境産業の雇用規模(万人)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		18年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	年度	○
		約216	約243	約248	約242	約249	調査中	増加傾向の維持	
	年度ごとの目標		-	-	-	-	-		
	3.地方公共団体及び民間団体におけるグリーン購入実施率(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		〇年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	31年度	△
		別紙のとおり							
	年度ごとの目標値								
4.環境報告書公表企業割合(上場企業/非上場企業)(%)	基準値	実績値					目標値	達成	
	13年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	30年度	△	
	約30/約12	71.1/31.5	69.4/25.5	65.4/28.0	59.9/26.2	調査中	80/30		
年度ごとの目標値		80/30	80/30	80/30	80/30	80/30			
5.エコアクション21(※)登録事業者数 ※中小企業向け環境マネジメントシステム	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成	
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	30年度	△	
	6,971	7,308	7,516	7,554	7,690	7,791	9,000		
年度ごとの目標		6,000	6,000	8,500	8,500	8,500			
6.持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則署名金融機関数(機関数)	基準値	実績値					目標値	達成	
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	30年度	○	
	177	186	189	193	200	243	250		
年度ごとの目標値		200	200	200	205	230			

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり
	<p>(判断根拠)</p> <p>○平成27年度における環境産業の市場規模及び雇用規模は、それぞれ約104.3兆円(前年比1.5%増)、約249万人(前年比2.7%増)となり、いずれも過去最大となっている。</p> <p>○地方公共団体が組織的にグリーン購入を実施している取組率は28年度で67.3%となっており、前年度より1.1%減となっている。</p> <p>○環境報告書の公表企業の割合は、調査方法の変更等により上場企業、非上場企業ともに逓減している。</p> <p>○エコアクション21登録事業者数は前年度より増加している。</p> <p>○「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則」の署名金融機関数は増加している。</p>

評価結果	施策の分析	<p>○環境報告ガイドライン(2012年改訂)等については、改訂から相当程度期間が経っており、事業者やステークホルダーのニーズにあったものとしていく必要がある。</p> <p>○地方公共団体及び民間団体におけるグリーン購入実施率について、従来の全国一律のアプローチによる普及・拡大には限界がきている可能性がある。</p> <p>○金融行動原則の署名機関数については、周知・広報活動及び関連事業との連携等により大幅な増加となった。</p>
	次期目標等への反映の方向性	<p><b>【施策】</b></p> <p>○環境報告の公表企業の増加に向けて、環境コミュニケーション大賞の開催や、環境情報開示基盤整備事業を通じて、企業へ環境配慮行動を促すよう周知していくとともに、ガイドラインの改定等を実施する。</p> <p>○エコアクション21ガイドラインについて、企業の経営力向上の視点等を組み入れた改訂を行ったところであり、更なる普及を図る。</p> <p>○グリーン購入について、それぞれの自治体が抱える課題に即して普及・促進を図る。また、グリーン購入を実施することのメリットの周知、環境負荷低減効果に関する情報やツールの提供などについて、個別の課題に対応できるよう地方公共団体の取組や事業者、消費者の環境配慮行動を支援・促進する施策を検討する。</p> <p><b>【測定指標】</b></p> <p>○ESG投資といった環境金融の促進状況をより適切に測定するための指標等について検討する。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	各施策ごとに検討会等を通じて学識経験を有する者の知見の活用を図っている。
-----------------	--------------------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>測定指標1及び2 環境省「環境産業の市場規模・雇用規模の推移」 (<a href="http://www.env.go.jp/policy/keizai_portal/B_industry/">http://www.env.go.jp/policy/keizai_portal/B_industry/</a>)</p> <p>測定指標3 環境省「地方公共団体のグリーン購入に関するアンケート調査」 (<a href="http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/result_of_qs-kako.html">http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/result_of_qs-kako.html</a>)</p> <p>測定指標3及び4 環境省「平成26年度環境にやさしい企業行動調査結果」 (<a href="http://www.env.go.jp/policy/j-hiroba/kigyo/h26/gaiyo.pdf">http://www.env.go.jp/policy/j-hiroba/kigyo/h26/gaiyo.pdf</a>)</p>
---------------------------	--

担当部局名	大臣官房環境経済課 大臣官房環境計画課	作成責任者名 (※記入は任意)	奥山 祐矢 秦 康之	政策評価実施時期	平成29年8月
-------	------------------------	--------------------	---------------	----------	---------

## 3 地方公共団体及び民間団体におけるグリーン購入実施率

[%]

	基準値	施策の進捗状況(実績)						目標値
	平成 年度	平成18年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成31年度
地方公共団体	-	76.1	81.3	82.5	69※	68.4	67.3	100.0
上場企業	-	66.8	78.6	80.3	76.7	66.6	調査中	80.0
非上場企業	-	56.5	60.2	56.3	54.1	54.5	調査中	60.0
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	-	

※平成26年度より地方公共団体におけるグリーン購入実施率の定義を変更している。

(平成25年度以前:平成25年度グリーン購入法に関するアンケート調査 2.12 分野ごとのグリーン購入の実施規模と実績把握より)

(平成26年度以降:平成26年度地方公共団体のグリーン購入法、環境配慮契約法及び環境配慮促進法に関するアンケート調査結果 3-2-1グリーン購入の組織的取組状況より)

平成28年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省28-37)

施策名	目標8-2 環境に配慮した地域づくりの推進					
施策の概要	地域での取組支援と地域間の連帯を進め、災害にも強く、環境負荷の小さい持続可能な地域づくりの全国的展開を図る。また、公害防止計画を推進することにより、公害の早急な解決と未然防止を図り、地域住民の健康を保護し、生活環境を保全する。					
達成すべき目標	法定義務のある地方公共団体において地方公共団体実行計画を早期に策定し、それ以外の地方公共団体においても策定を促進するとともに、具体的な対策の実施の支援等を通じ低炭素な地域づくりを推進する。また、災害にも強く、環境に配慮した地域づくりを推進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	26年度	27年度	28年度	29年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	6,184	6,534	14,283	11,633
		補正予算(b)	-	-	91	
		繰越し等(c)	13	143	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	6,197	6,677	(※記入は任意)	
	執行額(百万円)	3,460	5,366	(※記入は任意)		
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	地球温暖化対策計画 第3章第1節2.「『地方公共団体』の基本的役割」、第3章第3節「公的機関における取組」の「○地方公共団体の率先的取組と国による促進」、第4節「地方公共団体が講ずべき措置等に関する基本的事項」					

測定指標	地方公共団体実行計画(区域施策編)の策定義務を有する地方公共団体における計画の策定率 ※括弧内の数字は、地球温暖化対策計画の策定前の国の方針に即した地方公共団体実行計画(区域施策編)の策定率	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	42年度	
		-	-	-	-	-	6.0(99.3)	100	-
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/	
	地方公共団体実行計画(事務事業編)の地方公共団体における策定率 ※括弧内の数字は、地球温暖化対策計画の策定前の国の方針に即した地方公共団体実行計画(事務事業編)の策定率	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	42年度	
-		-	-	-	-	1.6(82.5)	100	-	
年度ごとの目標	/	-	-	-	-	-	/		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) ・平成28年5月の地球温暖化対策計画策定から5ヶ月後である同年10月時点の調査のため実績値が低いものの、現時点で既に区域施策編で88.0%、事務事業編で49.1%の自治体が同計画に即した改定を行う予定であるとの回答が得られていることから、施策の継続により目標値の達成が可能と考えられる。
	施策の分析	・地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画(区域施策編)の全国的策定率の向上と地域における実効性の高い温室効果ガス削減対策の推進を図るため、地方公共団体職員の人材育成や技術支援、波及効果の高い再エネ・省エネ設備のモデル的導入の支援を推進している。 ・国の地球温暖化対策計画が策定され、2030年度(平成42年度)の温室効果ガス削減目標が掲げられた中、地方においても、地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画(以下「実行計画」という。)の策定と施策の一層の推進が不可欠なことから、平成29年3月に地方公共団体実行計画(事務事業編・区域施策編)策定・実施マニュアルを公表し、実行計画の策定・見直しを促進している。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 ・地方公共団体職員の人材育成や技術支援、設備導入の支援及び地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルの全国説明会等を実施する。 【測定指標】 ・国の地球温暖化対策計画が掲げる高い温室効果ガス削減目標をより着実に達成するためには、地球温暖化対策計画に即した地方公共団体実行計画の策定・実施が必須であることから、平成28年度政策評価において指標を見直したところ。

学識経験を有する者の知見の活用	公募で選定したモデル地域の地球温暖化対策の検討について学識経験者等から助言を得たり、各種事業で有識者からなる審査会を設け、事業目的を達成する案件採択のための審査基準や案件採択に対する意見等を聴取することにより、事業の適正な執行に活用した。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査結果(平成28年10月1日現在)(環境省)
---------------------------	---

担当部局名	大臣官房 環境計画課	作成責任者名 (※記入は任意)	秦 康之	政策評価実施時期	平成29年8月
-------	---------------	--------------------	------	----------	---------

平成28年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省28-37)

施策名	目標8-3 環境パートナーシップの形成					
施策の概要	国民、民間団体、事業者、地方公共団体、国等の、様々な主体による協働取組を通じて、互いに公平な役割分担の下、相互に連携した自主的・積極的取組が行えるよう、各主体間のネットワークを構築し、環境保全のための情報の集積・交換・提供等を行い、環境パートナーシップの形成を促進する。					
達成すべき目標	各主体間のネットワークを構築し、環境保全のための情報の集積・交換・提供等を行い、環境パートナーシップの形成を促進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	26年度	27年度	28年度	29年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	307	350	272	268
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	307	350	272	
	執行額(百万円)	318	345	288		
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	・第4次環境基本計画「第1部第2章、第2部第1章他」(平成24年4月27日閣議決定) ・環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律「第3章他」(平成23年6月15日)					

測定指標	環境教育等促進法に基づく協働取組の実施数	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	△
	年度ごとの目標値	-	15	29	46	62	90		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) 事業の実施に際しては、広く公募を行い、専門家からなる企画審査委員会による審査により選定しているが、当該事業への応募件数は平成25年度事業開始以来毎年度60件を越えている状況にある。これは、地域の環境課題を解決していくためには、行政等単体での取組には自ずと限界があると考え、「協働取組」といった手法を取り入れようとしている団体が徐々にではあるが増加している現況については評価できる。
	施策の分析	環境パートナーシップ形成のためには、環境パートナーシップオフィス等を拠点として、情報収集・展開をするとともに、専門家の助言も含めて第三者が伴走支援してモデル事業を行うことは効果的である。ただし、モデル事業については、より広いパートナーシップの普及のために、その成果をモデル事業を行っていない地域へ着実に波及させていく必要がある。
	次期目標等への反映の方向性	これまでと同様に、地域内の市民活動の情報収集・展開やモデル事業を行う。 モデル事業については、その成果をまとめ、モデル事業を行っていない地域に対して普及をしていく。 【測定指標】 平成29年度はモデル事業の最終年度であるため総括を含めつつ、協働取組にかかる冊子を作成し、地域内の自治体(都道府県47及び市町村1,718のうち優先的に791市)に対して協働取組の魅力や効果的な方法を普及していく。

学識経験を有する者の知見の活用	施策を構成する各事業については、毎年度末に外部の有識者を交えた評価委員会を開催し、当該年度の事業の評価及び次年度事業への意見を次年度契約に反映している。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	測定指標には平成25年度、平成26年度、平成27年度及び平成28年度地域活性に向けた協働取組の加速化事業の採択事業数を使用
---------------------------	---

担当部局名	大臣官房 民間活動支援室	作成責任者名 (※記入は任意)	佐藤 隆史	政策評価実施時期	平成29年8月
-------	-----------------	--------------------	-------	----------	---------

平成28年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省28-39)

施策名	目標8-4 環境教育・環境学習の推進					
施策の概要	国民、民間団体、事業者、地方公共団体、国等の、様々な主体による環境教育・環境保全活動を通して、学校、家庭、地域等において生涯にわたる質の高い環境教育の機会を提供していくため、ESDの視点を取り入れた環境教育・環境学習に関する各種施策を総合的に推進していく。					
達成すべき目標	様々な主体を対象に、環境教育・環境保全活動への直接的・間接的な参画を促進し、これらの取組の活性化を図ることで、生涯にわたる質の高い環境教育の機会の提供を実現し、持続可能な社会づくりの担い手を育成する。					
施策の予算額・執行額等	区分	26年度	27年度	28年度	29年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	411	454	463	461
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	411	454	463	-
	執行額(百万円)	355	419	410	-	
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	・第4次環境基本計画「第1部第2章、第2部第1章他」(平成24年4月27日閣議決定) ・環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律「第3章他」(平成23年6月15日) ・我が国における「持続可能な開発のための教育(ESD)」に関するグローバル・アクション・プログラム」実施計画(持続可能な開発のための教育に関する関係省庁連絡会議(平成28年3月10日決定)					

測定指標	教職員・環境活動リーダー養成研修における教職員等の参加者数	基準値	実績値					目標値	達成
		24年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	毎年度	○
		-	-	125	223	186	221	150	
	年度ごとの目標値	-	150	150	150	150	-	-	
	環境人材コンソーシアムが実施する企業関係者向けセミナーの参加者数	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		24年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	毎年度	○
		-	-	-	-	707	580	500	
	年度ごとの目標	-	-	-	-	500	500	-	
	環境教育推進室HPアクセス数	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		24年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	毎年度	△
		276,471	276,471	222,739	345,375	337,968	348,718	400,000	
	年度ごとの目標	-	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000	-	
	+ESDプロジェクト新規活動登録数	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		24年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	毎年度	×
		-	-	42	29	40	13	50	
	年度ごとの目標	-	-	50	50	50	50	-	
	RCE拠点数の増加	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		24年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	31年度	△
-		-	129	137	146	154	190		
年度ごとの目標	-	-	126	136	146	156	-		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) ・平成28年度において、教職員・環境活動リーダー養成研修における参加者の目標数を達成。 ・平成28年度において、企業関係者向け環境人材育成セミナーへの参加者が目標数を達成。 ・平成28年度において、HPへのアクセスは目標数の87%を達成。 ・平成28年度において、+ESDプロジェクトの目標未達成は、仕様変更検討のため新規登録を控えたことによる。 ・平成31年度までの達成を目指しているRCE拠点数が目標数に向け増加。
	施策の分析	教員、企業関係者等のセミナー等への参加が目標値を超え、各種教材等を提供する環境教育推進室HPへのアクセス数も増加していることから、目標達成に向けて取組状況の着実な進展があった。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 持続可能な環境と社会の構築のためには、持続可能な開発目標(SDGs)を踏まえ、多様な主体の参画のもと取組を進めることが求められる。そのためには、学校、企業、地域等において推進役となるリーダーの育成が必要不可欠であり、教職員・環境活動リーダー養成研修や企業関係者向けの環境人材育成セミナーの継続的な実施とHPの運営を通じた教材等の提供を通じ、引き続き施策の一層の推進を図る。 【測定指標】 研修やセミナーの参加人数、ホームページのアクセス数は、より質の高い環境教育の実践に向けた現場のニーズや需要が読み取れる指標であり、設定は妥当である。なお、環境教育に関する総合的なWEBサイトの構築を検討しているため、「+ESDプロジェクト」の新規登録数については測定指標から外すこととし、活動実践としては「ESD関連フォーラム」への参加人数を指標とする。 RCE拠点数については平成31年度の達成に向けて測定を継続する。

学識経験を有する者の知見の活用	・「持続可能な開発のための10年」円卓会議(平成29年1月) ・「環境教育等推進専門家会議」(平成23年10月～平成24年5月)を開催し、外部有識者の知見を活用した。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	—
---------------------------	---

担当部局名	大臣官房 環境教育推進室	作成責任者名 (※記入は任意)	永見 靖	政策評価実施時期	平成29年8月
-------	-----------------	--------------------	------	----------	---------